

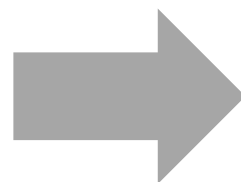
重大事故対策 – 新設される設備のメンテナンススペースの確保 –



ワーキングの詳細
はこちらから

論点No.99

安全対策のために沢山の設備を追加で設置するようだが、建屋内のスペースが限られている中で、設備のメンテナンスに必要なスペースは確保できるのか。



第20回ワーキング
(2022.2.21)、
第28回ワーキング
(2024.7.23) で議論

ワーキングチーム検証結果

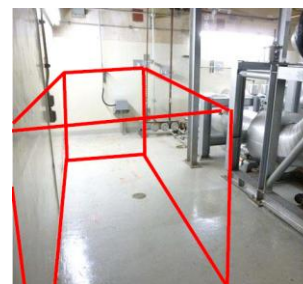
新規制基準に基づき新たに設置する設備は、**分解点検などの試験・検査や現場操作に必要なスペースを有することを把握した上で設置場所を決めていることを確認。**

ワーキングチーム検証結果（抜粋）

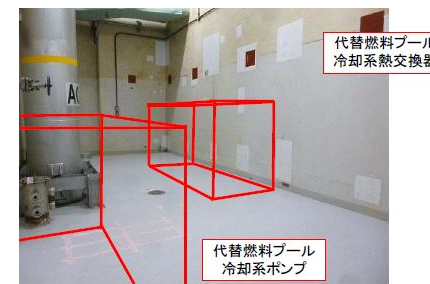
○新設・追設設備に係る作業スペースの確保

- 東海第二発電所では、新規制基準に対応した重大事故等対処設備等を新たに設置・配備
- これらの設備の導入に当たっては、操作性（重大事故等が発生した場合に確実に操作可能か）や試験・検査（運転中又は停止中に試験又は検査が可能か）などの要件も守るよう設計
- 新たな設備の導入に当たってはこれらを考慮して設置場所を決定する。
- 多くの新設の設備は屋外に設置するため、配置上の問題は生じない。
- 原子炉建屋内に追設し、かつポンプ・電動機等の動的機器を有するために分解点検が必要な、常設高圧代替注水系ポンプ、代替循環冷却系ポンプ及び代替燃料プール冷却系ポンプについて、現場操作や試験・検査等に必要なスペースを有することを確認している。

○原子炉建屋内の追設設備の配置イメージ（例）



代替循環冷却系ポンプ



代替燃料プール冷却系ポンプ及び代替燃料プール冷却系熱交換器



常設高圧代替注水系ポンプ



（参考：既設設備配置例）原子炉隔離時冷却系ポンプ・タービン